

各部局の諸課題について

平成28年4月

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案の概要

環境の保全に関する研究及び技術開発を効率的・効果的に推進するため、当該研究及び技術開発の実施及び助成に係る業務を独立行政法人環境再生保全機構の業務の範囲に追加するとともに、役職員に係る守秘義務規定の整備等の措置を講ずる。

背景

- 環境研究・技術開発は、持続可能な社会の構築に不可欠なグリーン・イノベーションの基礎を成すものであり、環境研究・技術開発の効果的な推進方策を提示した、平成27年の中央環境審議会答申においても、研究成果の最大化や効率的な運営体制の構築が求められている。
- また、研究開発力強化法（平成20年法律第63号）等においても、競争的資金を含む公募型研究開発に係る業務の独立行政法人への移管などを通じて、弾力的な運用等その効率的な運用を図ることが求められている。
- このため、環境省本省で行っている競争的資金である環境研究総合推進費の配分業務等を、独立行政法人環境再生保全機構に行わせることで、複数年度にわたる契約の締結を可能にする等、環境研究総合推進費の効率的・効果的な推進を図る。

＜主な、研究開発事例＞



※我が国の地球温暖化影響の推定を行い、温暖化対策の中期目標の設定に貢献。



※PM2.5の飛来予測精度を向上。



※大量排出が見込まれる廃太陽電池のリサイクルの低コスト化に貢献。

法律案の概要

1. 独立行政法人環境再生保全機構の目的の改正

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）の目的に、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発に係ることを追加する。

2. 業務の範囲の改正

機構の業務に、以下のものを追加する。

- ① 大学、国立研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行うことによりその効果的な実施を図ることができる環境の保全に関する研究及び技術開発を行うこと。
- ② ①に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- ③ 環境の保全に関する研究及び技術開発に関し、助成金の交付を行うこと。

3. 守秘義務規定の新設

機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、2. ①から③までに掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととするとともに、違反者についての罰則を設ける。

ライフサイクル全体における水銀対策の推進

○人の健康や環境への影響が懸念される水銀について、「水銀に関する水俣条約」の締結及びその担保法令等により、国内における水銀の使用、排出、廃棄等、ライフサイクル全体における水銀対策が法的に担保、開発途上国等の条約締結と効果的な実施を支援。

水銀に関する水俣条約とその背景

- 水銀は一度環境に排出されると分解されることなく自然界を循環。世界的に見れば、現在でも排出が続き、毒性の強いメチル水銀は海洋動物等の体内に蓄積、魚介類等摂取によるヒトへの影響も懸念。(国連環境計画(UNEP)の報告等)
- ライフサイクル全体での管理を目指す「水銀に関する水俣条約」が、平成25年に熊本県で開催された外交会議で採択。我が国は平成28年2月に条約を締結。



水俣条約外交会議の様子

水俣条約を受けた国内での取組

- 水銀汚染防止法の制定、大気汚染防止法・廃棄物処理法施行令の改正(平成27年)等により、製品規制開始時期の前倒し、大気中への排出抑制、水銀廃棄物の適正処理等を産業界や自治体と協力して着実に実施。

○水俣条約で求められている水準以上の措置を講じ、世界の水銀対策をリード。

品目	水銀含有基準	廃止期限
乾電池	添加禁止 (条約上の基準と同一)	平成 29 年末に前倒し (条約上平成 32 年末)
ボタン形酸化銀電池	1%未満 (条約上 2%未満)	平成 29 年末に前倒し (条約上平成 32 年末)
ボタン形空気亜鉛電池	2%未満 (条約上の基準と同一)	平成 29 年末に前倒し (条約上平成 32 年末)
一般照明用のコンパクト形・電球形蛍光灯	5mg 以下 (一本あたり) (条約上の基準と同一)	平成 29 年末に前倒し (条約上平成 32 年末)
一般照明用の直管形蛍光灯	種類により 5mg 又は 10mg 以下 (一本あたり) (条約上の基準と同一)	平成 29 年末に前倒し (条約上平成 32 年末)

水銀汚染防止法に基づく特定水銀使用製品別の水銀含有基準・製造禁止時期の一例

水銀対策における我が国の国際協力

- 過去の経験と教訓を活かし、関係機関等と連携して積極的に国際協力を推進。
- ・ アジア地域の水銀モニタリングネットワーク構築
 - ・ 条約の締結を促進するイベントの実施
 - ・ 開発途上国の行政担当官等の人材育成支援 等

今後の主な取組

- 水銀汚染防止法の着実な施行、国内計画の策定等により、水銀対策を総合的かつ計画的に実施。
- 開発途上国等との協力を引き続き積極的に展開。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律の概要

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取を禁止するとともに、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等について所要の措置を講ずる。

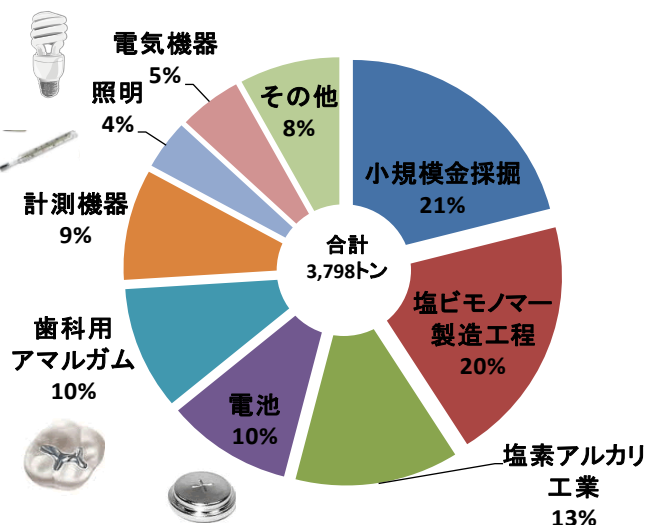
背景

世界規模で水銀対策を行う必要性が認識され、2010年から条約作成のための政府間交渉を開始

我が国がホストを務めた国連環境計画主催の外交会議(於:熊本市、水俣市)において、**水銀に関する水俣条約の採択**(2013年10月)

水俣病を経験した我が国として、**同条約を早期に締結**するとともに**追加的措置**を講じ、**世界の水銀対策に主導的に取り組む**ことが必要
(条約発効要件:50ヶ国の締結の日後90日目)

世界の水銀需要

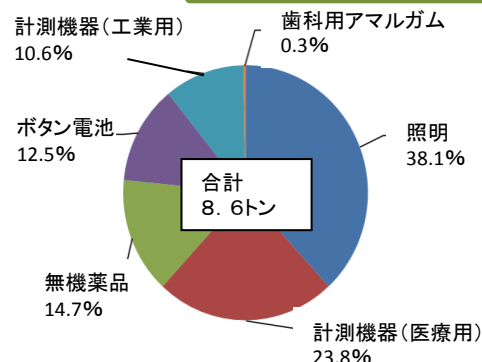


出典: UNEP Technical Background Report to the Global Atmospheric Mercury Assessment (2008)

法律の概要

- (1) 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定する(法第3条)
- (2) 水銀鉱の掘採を禁止する(法第4条)
- (3) 特定の水銀使用製品について、許可を得た場合を除いて製造を禁止するとともに、部品としての使用を制限する等の所要の措置を講じる(法第5条～第18条)
- (4) 特定の製造工程における水銀等の使用を禁止する(法第19条)
- (5) 水銀等を使用する方法による金の採取を禁止する(法第20条)
- (6) 水銀等の貯蔵に係る指針を定め、水銀等を貯蔵する者に対し定期的な報告を求める(法第21条、第22条)
- (7) 水銀含有再生資源(条約上規定される「水銀廃棄物」のうち、廃棄物処理法の「廃棄物」に該当せずかつ有用なもの。非鉄金属製錬から生ずる水銀含有スラッジなど。)の管理に係る指針を定め、水銀含有再生資源を管理する者に対し定期的な報告を求める(法第23・24条)
- (8) その他罰則等所要の整備を行う(法第25～35条)

日本における水銀需要



(出典: 我が国の水銀に関するマテリアルフロー(2010年度ベース、2013年度更新))

※施行期日: 我が国について条約が効力を生ずる日((3)の一部は、別途政令で定める日)

大気汚染防止法の一部を改正する法律の概要

背景

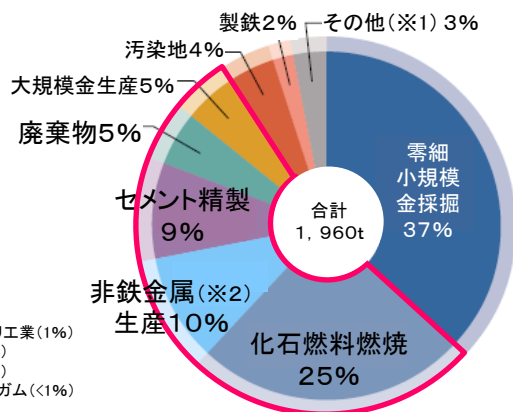
水俣条約の概要(大気排出関係)

5種類の発生源の分類に対し、水銀の大気排出を規制し、実行可能な場合には削減すること。

- ①石炭火力発電所 ②産業用石炭燃焼ボイラー ③非鉄金属(※)製造用の精錬・焙焼工程
④廃棄物焼却設備 ⑤セメントクリンカー製造設備 ※ 鉛、亜鉛、銅及び金(零細小規模採掘以外)

【我が国について条約が効力を生ずる日から、新規発生源は5年以内、既存発生源は10年以内に措置】

■世界における排出源ごとの大気排出量(平成22年)



※1 クロロアルカリ工業(1%)
水銀鉱山(1%)
石油精製(1%)
歯科用アマルガム(<1%)

※2 アルミニウム、銅、鉛、亜鉛

(出典) Global Mercury Assessment (UNEP 2013)

国内における主要排出源ごとの大気排出量(平成26年度)

排出源	大気排出量 (t/年)
石炭火力発電所	1.3
産業用石炭燃焼ボイラー	0.24
非鉄金属製造施設	1.4
廃棄物焼却施設	5.4
セメント製造施設	5.5
鉄鋼製造施設	2.5
パルプ・製紙	<0.22
石灰製品製造	<0.22
火山(自然由来)	>1.4
合計	18

77%

□: 条約の大気排出規制の対象

(出典) 水銀大気排出インベントリー(平成26年度)

法律の概要

1. 水銀排出施設に係る届出制度

一定の水銀排出施設の設置又は構造等変更をしようとする者は、都道府県知事に届け出なければならないものとする。

2. 水銀に係る排出基準の遵守義務等

届出対象の水銀排出施設の排出口の水銀濃度の排出基準を定め、当該施設から水銀を大気排出する者は排出基準を遵守しなければならないものとする。都道府県知事は、当該施設が基準を遵守していないときは、必要に応じ勧告・命令ができるものとする。

3. 要排出抑制施設の設置者の自主的取組

届出対象外であっても水銀の排出量が相当程度である施設について、排出抑制のための自主的取組を責務として求めるものとする。

※ 公布日: 平成27年6月19日

施行日: 我が国について条約が効力を生ずる日から2年以内で政令で定める日

現在の検討状況

中央環境審議会 大気・騒音振動部会 大気排出基準等専門委員会において、排出基準等を検討中

水俣条約を踏まえた水銀廃棄物対策について

1. 条約の担保措置

水銀使用廃製品 水銀汚染物	● 水銀使用廃製品及び水銀汚染物については、<u>廃棄物処理法に基づく現行の基準により、条約上の義務は担保されているところ。</u> ※水銀使用廃製品の例：ボタン型電池、蛍光灯、水銀血圧計 ※水銀汚染物の例：水銀を含む汚泥、焼却残さ
廃金属水銀等	● 金属水銀そのものについては、現在は、廃棄物ではなく有価物として取り扱われており、これまで規制対象として想定してこなかったところ。 ● しかしながら、水俣条約を受けて、今後水銀需要の減少が見込まれる中、中長期的には廃棄物として処理される場合が想定される ● このため、廃棄物処理法施行令の改正により、<u>廃金属水銀等を新たに特別管理廃棄物として規制対象に追加し、条約上の義務を担保。</u>（平成28年4月1日施行） ※廃金属水銀等の例 ・廃試薬 ・水銀使用廃製品や水銀汚染物から回収された水銀

2. 環境上より適正な管理を確実なものとするための措置

水銀使用廃製品 水銀汚染物	● 廃棄物処理法施行令の改正により、高濃度に水銀を含む廃棄物からの水銀回収の義務付け等（平成29年10月1日施行） ● 一般廃棄物である水銀使用廃製品について、市町村による分別収集の徹底・拡大、既存のスキームの活用による水銀回収の促進を図るため、分別回収ガイドライン・事例集を策定（平成27年12月）
廃金属水銀等	● 安定的な物にして処分するための基準（硫化・固型化）の追加等（平成29年10月1日施行）

3. 今後の予定

- 上記2のうち、平成29年10月1日に施行する事項に係る省令等の改正に向けて、廃水銀等の硫化・固型化の基準、水銀使用製品及び水銀汚染物のうち水銀回収を義務付ける対象等について、中央環境審議会循環型社会部会水銀廃棄物適正処理検討専門委員会において検討する予定。
- 廃金属水銀等については、国を含めた関係者の適切な役割分担の下での処理体制及び長期間の監視体制を含め、全体の仕組みを最適なものとするよう検討を深め、長期的な管理の徹底を図る。
- 家庭や医療機関等で使われなくなった水銀血圧計等については、短期間に集中的に回収・処分することが必要であり、平成28年度から回収事業の全国展開を図る。

瀬戸内海環境保全特別措置法の改正の概要

(平成27年10月2日公布・施行)

【総則的事項】

「瀬戸内海の環境の保全」に関する基本理念の新設(第2条の2)

瀬戸内海の特性

- ・我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活・生業及び地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地
 - ・国民にとって貴重な漁業資源の宝庫
- その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきもの

- ①瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性・生産性が確保されていること等その有する多面的価値・機能が最大限に発揮された豊かな海(里海)とする
- ②施策は、規制の措置のみならず、地域の多様な主体による活動(いわゆる「里海づくり」の活動)を含め、藻場、干潟その他の沿岸域の良好な環境の保全・再生・創出等の瀬戸内海を豊かな海とするための取組を推進するための措置を併せて講ずることにより、総合的かつ計画的に推進する
- ③施策は、瀬戸内海の湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行う

瀬戸内海環境保全基本計画及び府県計画に関する改正(第3条・第4条)

○政府は、基本理念にのっとり、次に関する瀬戸内海環境保全基本計画を策定

- ①沿岸域環境の保全・再生・創出
 - ②水質の保全・管理
 - ③自然景観・文化的景観の保全
 - ④水産資源の持続的な利用の確保
- 等

○政府は、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、変更(いわゆるPDCAサイクルの明確化)

○関係府県知事は、府県計画を定めようとするときは、関係のある瀬戸内海の湾、灘その他の海域の実情に応じたものとなるよう、当該湾、灘その他の海域を単位として関係者により構成される協議会(湾灘協議会)の意見を聴き、その他広く住民の意見を求める等、必要な措置を講ずる

※関係府県 大阪・兵庫・和歌山・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・福岡・大分・京都・奈良の13府県

○これらの計画の達成に必要な措置が円滑・着実に実施されるよう、国は、地方公共団体に対し、必要な援助を行うように努める

【具体的施策の追加等】

漂流ごみ・海底ごみの除去等の施策の追加(第16条の2・第19条の2・第19条の3)

○国及び地方公共団体は、①漂流ごみ・海底ごみの除去等、②生物の多様性・生産性の確保に支障を及ぼす動植物の駆除等、③水産動植物の繁殖地の保護・整備、水産動物の種苗の放流等に努める

貧酸素水塊の発生機構の解明等の施策の追加(第18条)

○政府は、貧酸素水塊の発生機構の解明及びその防除技術の開発に努める

自然海浜保全地区の指定に係る干潟の明記(第12条の7)

○関係府県が、干潟について自然海浜保全地区の指定をすることができることを明らかにする

環境大臣による環境状況の定期的な調査とその結果の活用を法定化(第19条の4)

○環境大臣は、瀬戸内海の環境の状況を定期的に調査し、その結果を法の適正な運用に活用

【検討条項】(附則第2項・第3項)

- ①政府は、瀬戸内海における栄養塩類(りん・窒素)の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努め、その成果を踏まえ、法施行後5年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要と認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる
- ②政府は、①のほか、法施行後5年以内を目途として、新法の施行状況を勘案し、特定施設の設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要と認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる

琵琶湖の保全及び再生に関する法律の概要

○ 目的（第1条）

国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図り、もって近畿圏における住民の健康な生活環境の保持と近畿圏の健全な発展に寄与し、あわせて湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資する。

○ 基本方針・琵琶湖保全再生計画の策定・実施

基本方針〔国〕（第2条）

- ◇ 琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針
- ◇ 琵琶湖保全再生施策に関する基本的な事項
- ◇ その他琵琶湖の保全及び再生に関する重要事項

琵琶湖保全再生計画〔滋賀県〕（第3条）

- ◇ 計画期間
- ◇ 琵琶湖の保全及び再生に関する方針
- ◇ 琵琶湖の保全及び再生のための次に掲げる事項
 - ・ 水質の汚濁の防止及び改善に関する事項
 - ・ 水源の涵養に関する事項
 - ・ 生態系の保全及び再生に関する事項
 - ・ 景観の整備及び保全に関する事項
 - ・ 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項
- ◇ 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項
- ◇ 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する次に掲げる事項
 - ・ 住民、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体による協働の推進に関する事項
 - ・ 琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項
- ◇ 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項
- ◇ その他琵琶湖の保全及び再生に関し必要な事項

国による支援（第4条～第6条）

- ・ 財政上の措置
- ・ 地方債についての配慮
- ・ 資金の確保等

関係者の協力（第7条）

琵琶湖保全再生推進協議会（第8条）

主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事及び関係指定都市の長が琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議

○ 国及び関係地方公共団体が講ずべき施策（第9条～第23条）

- ・ 調査研究等
- ・ 水質の汚濁の防止のための措置等
- ・ 森林の整備及び保全等
- ・ 湖辺の自然環境の保全及び再生
- ・ 外来動植物による被害の防止
- ・ カワウによる被害の防止等
- ・ 水草の除去等
- ・ 水産資源の適切な保存及び管理等
- ・ 環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興
- ・ エコツーリズムの推進等
- ・ 湖上交通の活性化
- ・ 景観の整備及び保全
- ・ 教育の充実等
- ・ 多様な主体の協働
- ・ 資料の作成及び公表

○ 施行期日等（附則）

1. 公布の日（平成27年9月28日）から施行
2. 法律の施行の日から5年以内に必要な見直し

国立・国定公園の新規指定及び大規模拡張について

■ 吉野熊野国立公園の大規模拡張（告示日：平成27年9月24日）



○和歌山県みなべ町、田辺市、白浜町、すさみ町、串本町までの海岸地域を吉野熊野国立公園に編入。

公園面積 拡張前:80,303ha → 拡張後:93,170ha (+12,867ha)

○和歌山県沿岸域の海域保全の強化。（海域公園地区の指定）

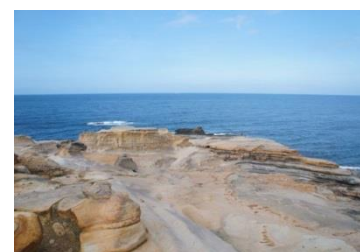
海域公園地区 変更前:67ha → 変更後:11,064ha (+10,997ha)



天神崎(田辺市)

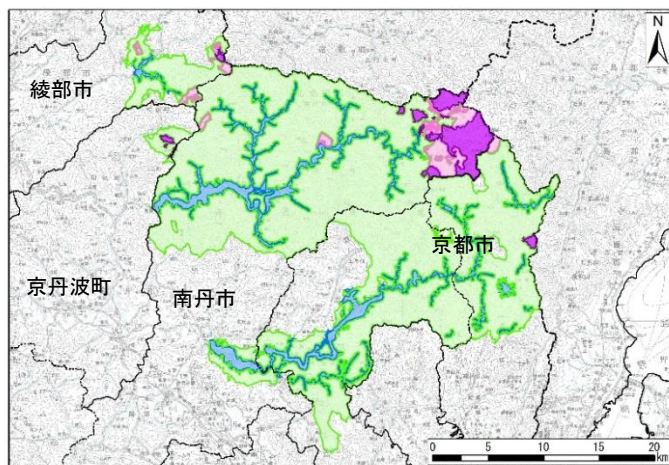


千里の浜(みなべ町)



千畳敷(白浜町)

■ 京都丹波高原国定公園の新規指定（指定日：平成28年3月25日）

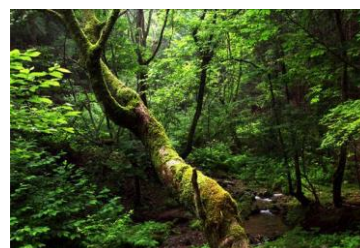


○京都府中央部に位置する「由良川・桂川上中流域」を新たに国定公園に指定。国定公園としては国内57箇所目。

公園面積 68,851ha（公有地:2% 私有地:98%）



八丁平湿原(京都市)



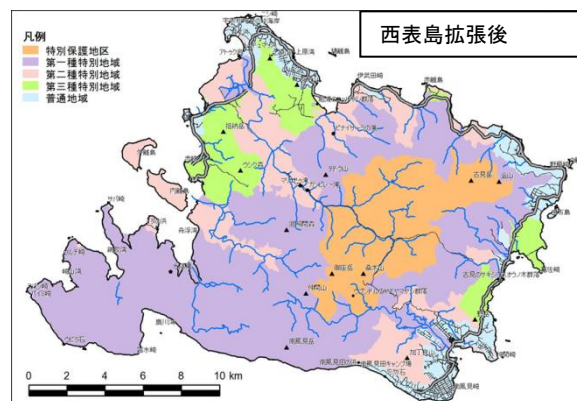
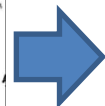
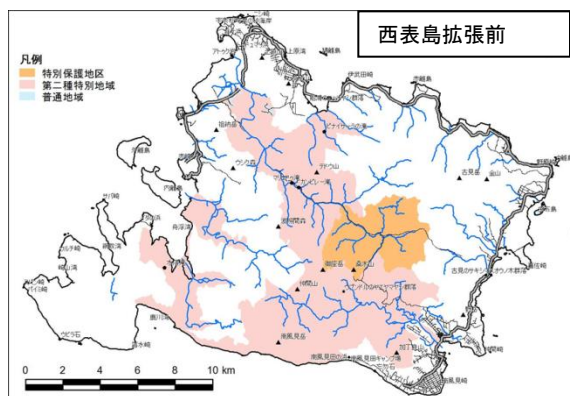
芦生研究林(南丹市)



かやぶきの里(南丹市)

国立・国定公園の新規指定及び大規模拡張について

■西表石垣国立公園の大規模拡張（告示日：平成28年4月15日）



イリオモテヤマネコ(西表島)

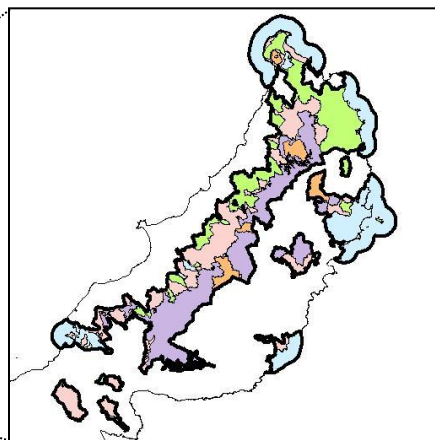
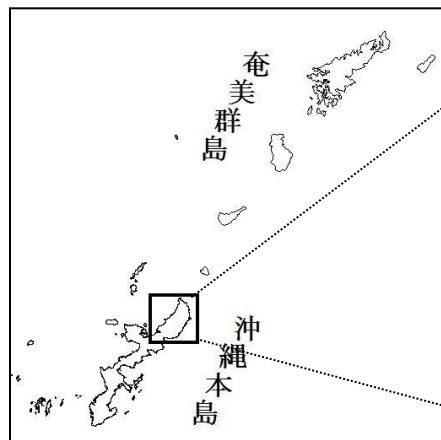


サガリバナ(石垣島北部)

○西表島のほぼ全域を公園化。また、石垣島北部のサガリバナ群落地を公園区域に編入。

公園面積（陸域）拡張後:40,653ha（+18,692ha）（海域）拡張後:81,497ha（+11,782ha）

【今後の予定】やんばる国立公園（仮称）の新規指定（指定日：平成28年夏頃を予定）



○沖縄本島北部地域を新たに「やんばる国立公園（仮称）」に指定する予定。

公園面積（陸域）:13,632ha（海域）:3,670ha



やんばるの森



ヤンバルクイナ

※いずれも、奄美大島、徳之島、沖縄本島北部及び西表島4島の世界自然遺産登録を視野に入れたもの。

廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正(平成27年8月6日施行)の概要及び 平成28年熊本地震において想定される活用・適用

平成27年法律
第58号

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、法を整備。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

(廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係)

平時の備えを強化すべく、
➤ 災害により生じた廃棄物の処理に係る**基本理念の明確化**
➤ 国、地方自治体及び事業者等関係者間の**連携・協力の責務の明確化**
➤ 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

(廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係)

災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
➤ **市町村**又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の**委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化**
➤ **産業廃棄物処理施設**において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの**届出は事後でよい**こととする。

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

(災対法第86条の5第2項関係)

大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する**基本的な方向等についての指針**を定めることとする。

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

(災対法第86条の5第9項から第13項まで関係)

特定の大規模災害の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行いがたい市町村に代わって、**環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができる**こととする。

【廃棄物処理法の政令(平成27年政令第275号)の改正】

- 非常災害時に市町村から一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を受託した者が委託により当該収集、運搬、処分又は再生を行う場合における委託の基準(**再委託基準**)の改正

【熊本県益城町、熊本市ほか】

- **D.Waste-Net**を活用し、専門家を派遣(第4条の2)
- 非常災害に係る**一般廃棄物処理施設の設置**を検討(第9条の3の3の特例)

平成28年熊本地震に係る災害廃棄物等対策における環境省の取組

4月14日	○各地方環境事務所に対して(前震による)被害状況の収集を指示(21:45)
4月15日	○九州地方環境事務所に 災害対策本部を設置 (7:20) ○本省災害廃棄物対策室及び九州地方環境事務所以外の4事務所より 環境省職員6名を派遣 ○災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)を活用し、 専門家4名を派遣 ○「災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用」について事務連絡を発出 ○環境省ホームページに、「平成28年熊本地震における災害廃棄物対策について」を掲載 ○政府・現地対策本部に九州地方環境事務所より、職員を1名登録・派遣
4月16日	○被害拡大を踏まえ(本震による)被害状況の再確認を各地方環境事務所に指示(9:30) ○熊本県と共に被災市町村の仮置場の設置状況と搬入状況等について調査 ○益城町の 仮置場 において、搬入状況を調査するとともに、 分別方法等を指導 ○避難所等で発生するし尿の収集・運搬等について、 関係業界団体に協力を要請
4月17日	○ 熊本県庁内に、現地支援チームの事務室を開設 し、県内被災自治体を支援 ○熊本市役所において、現地支援チームと市において、し尿処理対策等について協議 ○仮設トイレの適切な使用方法及び衛生対策について、県を通じて市町村への助言・指導を実施
4月18日	○片付けごみの円滑・適切な処理について、県を通じて市町村への助言・指導を実施 ○ 大分県庁内に、現地支援チームの事務室を開設 ○環境省福岡事務所内に、 九州ブロック広域支援チームの事務室を開設
4月19日	○仮設トイレ等の し尿を適正かつ円滑・迅速に収集・運搬、処理 するために、避難所の仮設トイレの設置数や稼働状況等を確認するとともに、処理施設の稼働状況を確認(県内の21施設のうち20施設で受入れを実施中) ○集積された生活ごみや片付けごみが山積み状態となっている益城町に対して、 全国都市清掃会議を通じて神戸市からのごみ収集車の派遣を要請 ○一次仮置場の設置数を当初の設置数21箇所から40箇所に 倍増 ○月内にも各地で本格化が想定される災害廃棄物の仮置場への搬入とその後の処理に備えて、 ①災害廃棄物の発生量の精緻化や、②被災自治体における災害廃棄物処理実行計画の策定支援 等を開始。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の概要

背景

- PCB(難分解性で慢性毒性を有する化学物質)は、カネミ油症事件(昭和43年)を契機にその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造中止。その後、民間主導で全国39カ所にて処理施設の設置が試みられたが、いずれも住民同意が得られず、30年間以上、処理されず。
- 平成13年、PCB特措法を制定し、国が中心となって、立地地域の関係者の理解と協力の下、JESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)の全国5か所の事業所に処理施設を整備し、高濃度PCB廃棄物の処理を実施。
- 事業所ごとの計画的処理完了期限は、地元との約束で、最短で平成30年度末。しかし、処分委託しない事業者や使用中のPCB使用製品も存在し、その達成が危ぶまれる状況。



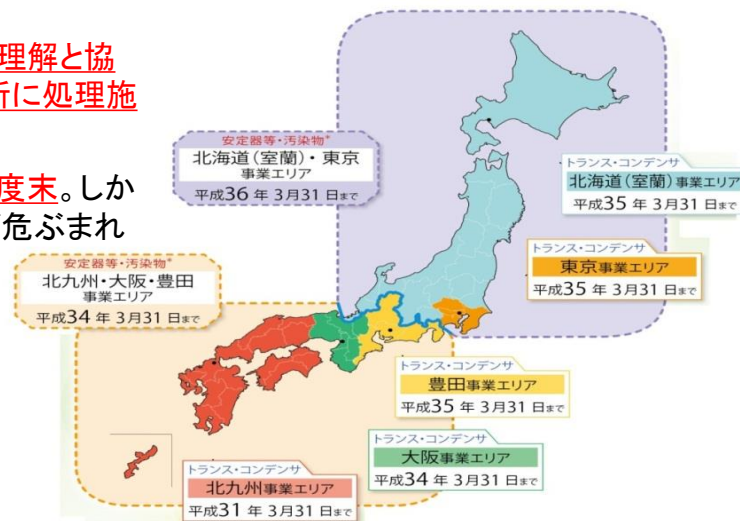
トランス



コンデンサ



安定器



法律案の概要

1. PCB廃棄物処理基本計画の閣議決定 (第6条)

政府一丸となって取り組むため、PCB廃棄物処理基本計画を閣議決定により定める。

2. 高濃度PCB廃棄物の処分の義務付け (第10条、第12条、第18条、第20条及び第33条)

保管事業者は、計画的処理完了期限より前の処分を義務付け、義務違反に対しては改善命令ができることとする。命令違反には罰則を科す。(使用中の高濃度PCB使用製品についても、所有事業者は、計画的処理完了期限より前に廃棄することを義務付け。電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品については、同法により措置。)

3. 報告徴収・立入検査権限の強化 (第24条及び第25条)

PCB特措法に基づく届出がなされていない高濃度PCB廃棄物等について、都道府県等による事業者への報告徴収や立入検査の権限を強化する。

4. 高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行 (第13条)

保管事業者が不明等の場合に、都道府県等は高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行を行うことができることとする。

※改正法の施行期日 公布の日から3か月以内で政令で定める日 (附則第1条)

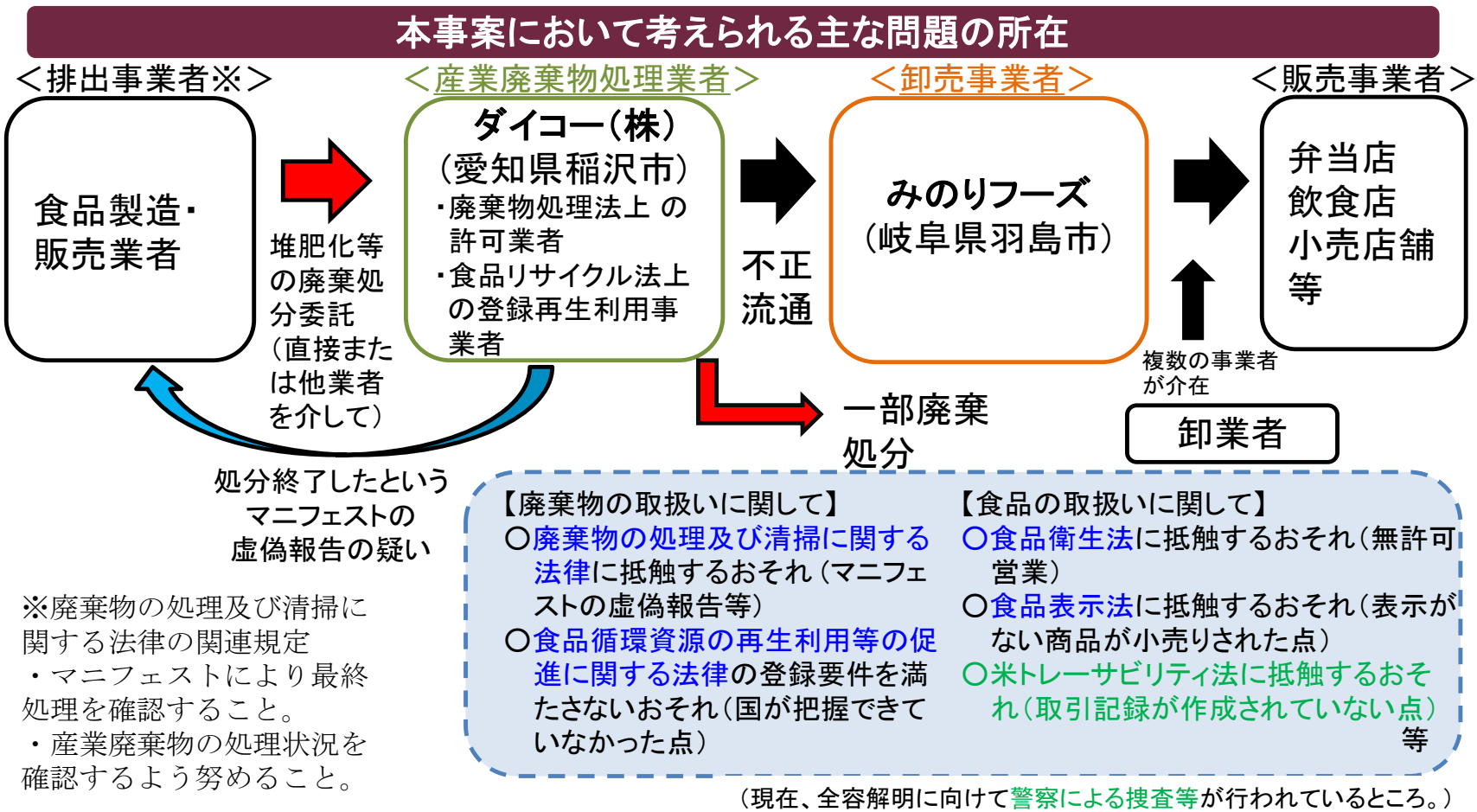
食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応についてのポイント（廃棄物・リサイクル関係）

※食品リサイクル法に基づく取組について、農林水産省等と共同の取組は（※）を付記。

平成28年3月14日
環境省

1. 事案の概要

- 食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として売却されてしまった事案。
- 本事案は、廃棄物処理法（マニフェストの虚偽報告等）、食品衛生法（無許可営業）違反の疑いで調査中。



（参考）我が国においては、食品廃棄物等（年間約2800万トン（うち事業系が1916万トン）、このうち本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる「食品ロス」が約642万トン（うち事業系が331万トン））が大量に発生している。
このため、業種ごとの発生抑制目標の達成に向けた取組の促進や、フードチェーン全体での食品ロス削減国民運動に官民をあげて取り組んでいるところ。

2. 本事案に対する政府全体の取組

～「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」平成28年2月26日食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ～

現状認識

- 食品廃棄物が最終処理されずに不正転売
⇒食品として販売され、消費者の不安を招いた（健康被害は確認されていない）
⇒消費者の信頼の確保が必要

基本的な考え方

- 再発防止等に向けて、現時点对応可能な対策を取りまとめ
- 本事案の全容解明に向けた迅速かつ適切な調査
⇒法令違反が確認された事業者には厳正に対処
⇒今後、必要に応じて更なる対応を検討 ※食品ロス削減も必要

廃棄物処理に係る課題

- 廃棄食品が不正転売された疑い
- 全国の処理事業者に立入検査を実施
⇒本事案以外の転売事例はなかった

対策

- ①電子マニフェストの機能強化（環）
- ②廃棄物処理業者の透明性と信頼性の強化（環・農）
- ③排出事業者による転売防止対策の強化（環・農）

食品の取扱いに係る課題

- 関係法令に違反する不適切な食品の取扱いが行われた疑い

対策

- ①食品等事業者の監視指導の徹底（厚）
- ②食品表示の適正化（消）

同種事案発生時の対策

- ①関係機関の緊密な連携
- ②消費者への注意喚起等（消・厚）
- ③健康被害の早期把握（消・厚）

3. 環境省としての本事案への対応～違反事業者に対しては厳正に対応～

- 問題となった事業者に対しては、食品リサイクル法に基づく登録を3月10日付けで取り消した。また、廃棄物処理法の権限を有する関係自治体と連携を密にして、同法に基づき厳正に対応。

4. 環境省としての再発防止策～食品廃棄物の排出から処理に至るフロー管理の強化～

- 動植物性残さを取り扱う全国の産業廃棄物処理業者を対象とした都道府県等の立入検査の結果、本事案以外に廃棄食品の転売を行っていた事例の報告はなかった。このため、本事案はごく一部の悪質な事業者によるものと考えられるが、今回の事案を未然に防げなかったことを踏まえ、現時点对応可能な再発防止策に速やかに着手。
- また、本件については、警察による捜査等が行われているところであり、全容が明らかとなった段階で、現行の関係法令についてどのような問題があるか、その運用も含めて、改めて検証を行い、必要に応じて、今後の対応を検討。併せて、食品廃棄物の処理に係る対策と、食品関係事業者による食品の適正な取扱いに係る対策の両面から、隙間のない対策を講ずることを検討。

【電子マニフェストの機能強化】

- 電子マニフェストの虚偽記載防止のため、記載内容に不自然な点があった場合に、**不正を検知できる情報処理システムの導入**を検討。
- また、排出事業者において、委託契約に沿った廃棄物の適正処理の実施状況を具体的に把握するため、例えば、廃棄物処理業者が実際行った処分方法を記載事項に追加する等、必要な措置を検討。

【廃棄物処理業者に係る対策：透明性と信頼性の強化】

（監視体制の強化）

- 都道府県に対して、産業廃棄物処理業者への**抜き打ちの立入検査**など、監視強化の取組について改めて通知。併せて、食品廃棄物の不正転売に係る**立入検査マニュアルの策定**を検討
- 地方公共団体と連携しつつ、**食品リサイクル法の登録審査及び登録事業者に対する国の指導監督を強化（※）**

（適正処理の強化と人材育成）

- 不正転売の未然防止に向けた一層の取組強化を廃棄物処理事業者に求め、環境省としてその取組状況をフォローアップ
 - ・**処理状況の積極的な公開**
排出事業者による現地確認の積極的受入れとその際に参考となるチェックリストの整備
処理量等の処理状況に関する情報のインターネットを通じた積極的な情報公開
 - ・**優良事業者の育成・拡大**
廃棄物処理法に基づく優良産業廃棄物事業者認定（注）の取得の推進
優良な食品リサイクル業者育成・評価のための自主基準の策定や評価制度の構築
廃棄食品の処理業者に対する研修の実施や民間資格制度の創設
（注）通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした産廃処理業者を認定する制度

【排出事業者に係る対策：食品廃棄物の転売防止対策の強化】

- 排出事業者責任の徹底**のため、排出事業者を対象として廃棄物処理法で規定されている、同責任に基づく**必要な措置（処理状況の確認や適正な処理料金による委託等）についてチェックリストを作成**し、当該措置の適正な実施について、都道府県に通知し、関係事業者への指導に当たり、その活用を推進。
- 食品関連事業者に対して、食品ロスの削減を要請するとともに、やむを得ず食品を廃棄する場合には、**そのまま商品として転売することが困難となるよう適切な措置を講じることを要請**（併せて、廃棄食品の処理について適正な料金で委託することも改めて要請）。（※）
- 食品廃棄物をそのまま商品として販売することが困難となるよう適切な措置を講じる等、食品リサイクル法における**食品関連事業者が取り組むべき措置の指針（判断基準省令）の見直しを検討**（※判断基準を勘案して指導・助言を実施）（※）
- 食品廃棄物の不正転売防止のための措置に関するガイドラインの策定（※）**